

小松川中学校 自転車に関する規定

1 自転車通学許可の条件

- (1) 小松川中学校の通学区域に居住している生徒であること。
- (2) 小松川中学校から自宅までの通学距離が2km以上あり、区が指定した範囲に居住している生徒であること。
- (3) 通学に利用する自転車については、防犯登録をすること。
- (4) 自転車利用中の対人賠償事故に備えた自転車損害賠償保険等の保険に加入すること。
- (5) 自転車通学時、安全規格が担保された自転車用ヘルメットを着用すること。
- (6) 自転車は自動車と同じ車両であるという意識を持ち、交通ルール・マナーを習得すること。

2 自転車の乗り方について

- (1) 基本的事項を守って自転車通学を行うこと。
 - ① 自転車乗車時は必ず自転車用ヘルメットを正しく着用し、あご紐をしっかり締める。
 - ② かばんは背中に背負い、背中に密着するよう肩ひもを適正な長さに調整する。
又は、かばんはハンドル等に掛けることなく、荷物入れかごに入れる等、自転車の運転に支障のないようにする。
 - ③ 車体の後部(見えるところ)に指定されたステッカーを貼ること。
- (2) 小松川中学校生徒としての自覚を持ち、交通ルール・マナーを守った運転を心がけること。
 - ① 交通標識を守り、交差点・道路の横断時は、必ず一時停止と信号を守って、安全確認をする。
 - ② スピードを出しすぎず、安全な運転を心がける。
 - ③ 登下校の際、決められた通学路以外の道は通らず、寄り道をしない。
 - ④ 2人乗り運転や複数台で横に広がっての運転など危険な乗り方をしない。
 - ⑤ 傘さし運転、片手運転等、危険な運転はしない。また雨天時に自転車登校する場合はカッパ等を着用する。
 - ⑥ 朝・夕、早めにライトを点灯させて走行する。
 - ⑦ ブレーキの利く自転車を運転する。
 - ⑧ 路側帯を通行する場合、道路の左側部分の路側帯を通行し、歩行者の妨げにならないよう注意する。
 - ⑨ 運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で運転をしない。
- (3) 防犯意識を持ち、自分の自転車、自転車用ヘルメットは自分で管理すること。
 - ① 防犯登録をし、しっかりと鍵をかける。
 - ② 他人の自転車に乗らない。他人を自転車に乗せない。
 - ③ 自転車用ヘルメットやカッパ等雨具は個人で保管し、盗難・紛失に気を付ける。
保管場所は自分の自転車、かご等とする。

(4) 駐輪場では指定された場所に整然と自転車を並べ、他の生徒の駐輪の邪魔にならないようにすること。

(5) 定期的に自転車の点検整備を行うこと。

① 乗車前にブレーキ・タイヤ(空気圧)・サドル・チェーン・ハンドル・ライト・反射鏡・ベルの日常点検を実施し、年に1度は自転車店などで点検整備を受ける。

② 自転車を改造しない(ハンドル・サイドステップ等)。

3 規定等に違反した場合の対応について

交通ルールやマナー・自転車通学に関する規定が守れず違反した場合、自転車通学許可を取り消すことがある。

4 その他

(1) 自転車走行中は絶対に事故を起こさせないようにする意識と、責任を持った運転を行うこと。

(2) 万が一事故にあった場合には、周囲の大人等に警察等への電話連絡の協力を依頼し、ただちに学校・家庭・警察に電話連絡をすること。

(3) 事故の相手がいる場合には、可能な限り名前、連絡先を尋ねて記録しておくこと。